

【働き方改革に向けた取り組み】 「ウィークリースタンス」の推進について

平成31年4月から「働き方改革関連法」が施行されたことにより、建設コンサルタント、測量、地質調査等の技術サービス業では、一部で猶予期間無しに残業時間の罰則付き上限規制が適用されました。また、適用猶予とされていた建設業においても、令和6年4月より適用されます。

静岡市では、建設工事及び設計業務等の円滑かつ効率的な進行を図るとともに、受注者に対して過度な負担を強いることがないように、「ウィークリースタンス(※)」の取組を積極的に実施します。

(※)ウィークリースタンスとは、一週間における受発注者間相互の働き方に関するルール(スタンス)を目標として定めたもので、建設関連事業を計画的に実施することで、各成果の品質確保やワーク・ライフ・バランスの推進を図る取組みです。

1. 対象

静岡市が発注する全ての工事及び業務を対象とする。

※災害発生時等の緊急的な対応で取組みが困難な場合は、対象外とすることができる。

2. 取組み内容

原則として、以下の項目を例として受発注者相互で確認・調整の上、取組み内容を設定する。ただし、必要に応じ、受発注者間で確認の上、設定した取組み内容を見直しすることができる。

- ①(業務時間外にかかるおそれのある)午後5時以降は、打合せ開始時刻に設定しない
- ②週末の休暇が取れるよう、土曜・日曜日の作業が必要となる依頼を休日前(金曜日等)は行わない
- ③毎週水曜日および受注者の企業が設定している定時退社日においては、退社時刻以降の電話連絡をお互いに行わない
- ④作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑤その他、任意に設定する(例:実施工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する)

3. 運用

(1)発注者は、条件明示事項に、本取組みの対象であることを明示する。

※建築・設備に係る業務については、特記仕様書に明示する。

(2)受発注者間で設定した取組み内容については、「打合せ簿」(別紙参照)を活用し、共有する。

4. 適用

令和6年4月1日以降に発注する全ての工事、業務に適用する。